

平成 30 年 3 月 26 日

各 位

太陽生命保険株式会社
代表取締役社長 田中 勝英
東京都中央区日本橋 2 丁目 7 番 1 号

太陽生命、「働けなくなったときの保険」をリニューアル ～ 進化しつづける保険『保険組曲Best』～

T&D保険グループの太陽生命保険株式会社（社長 田中勝英）は、平成 30 年 4 月 1 日より、主力商品『保険組曲Best』の新たなラインアップとして、「働けなくなったときの保険〔I型〕・〔II型〕」と「新総合保険料払込免除特約」を発売しますのでお知らせいたします。

病気やケガで働けない状態になった場合、収入が減少する中で医療費と生活費を賄わなくてはならないなど経済的負担が大きくなります。

当社は、組み立て自由な保険『保険組曲Best』のラインアップとして、平成 28 年 3 月に「働けなくなったときの保険」を発売しました。この保険は 3 大疾病やケガを原因とする所定の就業不能状態が 30 日継続した場合に給付金をお支払いするものです。この度発売する「働けなくなったときの保険〔I型〕・〔II型〕」は、お支払要件を拡大し、**3 大疾病に限らず全ての病気（精神疾患を含む）やケガを原因とする就業不能状態が 30 日継続した場合**に「早期就業不能給付金」をお支払いします。さらに、所定の就業不能状態が 180 日継続した場合には、「就業不能年金」を保険期間満了まで毎月お受け取りいただけます。

そして、より幅広い世代のお客様ニーズにお応え出来るように、**死亡・高度障害保障を兼ね備えたタイプ（II型）**に加えて、**就業不能状態の保障に特化したタイプ（I型）**をご用意しました。I型はII型に比べて低廉な保険料を実現しています。

また、所定の状態に該当したときに、以後の保険料の払込みが免除され、保障を継続することができる「総合保険料払込免除特約」の適用範囲を拡大しました。従来の保険料払込免除事由（3 大疾病で所定の状態、所定の要生活介護状態、所定の身体障害状態、所定の高度障害状態、所定の疾病障害状態になられた場合）に身体障害者手帳（1～3級）を交付された場合等^{（*1）}を追加し、保障内容の充実を図っています。

当社主力商品『保険組曲Best』は、平成 20 年 10 月の発売以来進化を続け、販売件数は累計 250 万件を超えるなど^{（*2）}、多くのお客様からご好評をいただいております。太陽生命は、これからもたくさんのお客様により大きな安心をお届けできるよう、商品・サービスのさらなる充実を図ってまいります。

以 上

（*1） 身体障害者福祉法にもとづく 1 級、2 級または 3 級の身体障害者手帳の交付を受けたとき、または、国民年金法にもとづく障害等級 1 級または 2 級に認定され、障害基礎年金の受給権が生じたとき（ただし、精神障害の状態に該当していると認定されたときを除きます。）

（*2） 平成 30 年 1 月までの累計販売件数



【働けなくなったときの保険〔Ⅰ型〕・〔Ⅱ型〕の概要】

1. 正式名称

- 無配当就業不能収入保障保険〔Ⅰ型〕（無解約払戻金型）（002）
- 無配当就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕（002）

※〔Ⅱ型〕は死亡・高度障害保障が付いたタイプです。

2. 特長

特長 1 30日目からの早期保障！
精神疾患を含むすべての病気やケガを原因とする所定の就業不能状態または入院が30日、60日、90日、120日、150日継続したとき、「早期就業不能給付金」をお支払いします（通算36回限度）。

特長 2 精神疾患を含むすべての病気やケガを保障！
「早期就業不能給付金」は、保障する病気やケガを限定せず、精神疾患による所定の就業不能状態も保障します。

特長 3 長期の就業不能状態も保障！
所定の就業不能状態が180日継続したとき、または、公的介護保険制度の要介護2以上に認定されたときに「就業不能年金」をお支払いします。

特長 4 就業不能保障に特化して、低廉な保険料を実現！ 【Ⅰ型のみ】
保障内容を所定の就業不能状態に特化し、Ⅱ型に比べ低廉な保険料を実現しました。

3. 仕組み

早期就業不能給付金の支払事由に該当した場合

年金月額

年金月額

年金月額

年金月額

年金月額

30日継続するごとに年金月額をお支払い（最長150日継続分まで）

所定の就業不能状態が180日継続した場合、または、公的介護保険制度の要介護2以上の認定を受けた場合
年金月額を年金支払期間満了までお支払い（最低支払保証期間5・10年）

年金月額

・早期就業不能給付金
・就業不能年金
・遺族年金、高度障害年金【Ⅱ型のみ】

← 保険期間・保険料払込期間 →

4. 保険料例

[前提条件]

- ・年金月額：20万円
- ・早期就業不能給付金：年金月額20万円 就業不能年金：年金月額20万円(※)
- ・遺族年金・高度障害年金：年金月額20万円(※) 【Ⅱ型のみ】

(※) 最低支払保証期間5年

◇働けなくなったときの保険 [Ⅰ型]

契約年齢	保険期間・保険料 払込期間	男性	女性
20歳	50歳満了	4,060円	3,920円
30歳	55歳満了	4,200円	3,860円
40歳	60歳満了	4,820円	4,060円
50歳	65歳満了	6,520円	5,020円

◇働けなくなったときの保険 [Ⅱ型]

契約年齢	保険期間・保険料 払込期間	男性	女性
20歳	50歳満了	7,120円	5,820円
30歳	55歳満了	7,920円	6,480円
40歳	60歳満了	10,420円	7,800円
50歳	65歳満了	15,040円	10,000円

なお、上記保険料は割引前の口座月払保険料です。

ご契約いただく保障内容等により、各種割引制度が適用となる場合があります。

5. 保障内容

名称	お支払事由
早期就業不能 給付金	被保険者が保険期間中に、つぎのすべてに該当したとき (1) 責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したこと ・当社所定の就業不能状態(※)に該当すると医師により診断されたとき ・治療を目的とした病院または診療所における入院であるとき (2) (1)の状態が、その該当した日から起算して継続して30日、60日、90、120日または150日あること
就業不能年金	(1) 第1回の就業不能年金 被保険者が保険期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき ①当社所定の就業不能状態に該当し、その該当した日から起算して継続して180日あると医師により診断されたこと ②公的介護保険制度により、要介護2以上に該当していると認定されたこと (2) 第2回以後の就業不能年金 第1回の就業不能年金が支払われた場合で、第1回の就業不能年金の支払事由が生じた日後、年金支払期間中に、年金支払日が到来したとき
遺族年金 【Ⅱ型のみ】	(1) 第1回の遺族年金 被保険者が保険期間中に死亡したとき (2) 第2回以後の遺族年金 第1回の遺族年金が支払われた場合で、第1回の遺族年金の支払事由が生じた日後、年金支払期間中に、年金支払日が到来したとき
高度障害年金 【Ⅱ型のみ】	(1) 第1回の高度障害年金 被保険者が保険期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態に該当したとき (2) 第2回以後の高度障害年金 第1回の高度障害年金が支払われた場合で、第1回の高度障害年金の支払事由が生じた日後、年金支払期間中に、年金支払日が到来したとき

(※)当社所定の就業不能状態とは、被保険者が仕事をできるかどうかを基準として判断するものではありません。

6. ご契約のお取り扱い

加入年齢範囲	15歳～75歳(※)
保険期間・保険料 払込期間	50歳満了～85歳満了(※)
年金支払満了年齢	保険期間の満了年齢と同じ
最低支払保証期間	5年または10年
年金月額	・15歳～59歳：最低年金月額3万円より1万円単位 ・60歳～75歳：最低年金月額1万円より1万円単位
指定契約の組合せ	単体で加入できます。 特定の指定契約と組み合わせることもできます。

(※)最低支払保証期間によって異なります。

【新総合保険料払込免除特約の保障範囲】

つぎのような事由が発生した場合は、以後の保険料のお払い込みを免除します。

<p>A 3大疾病で 所定の状態</p> 	 <p>がん (上皮内がん等を除く)</p>  <p>急性心筋梗塞 (所定の状態が60日以上継続)</p>  <p>脳卒中 (所定の状態が60日以上継続)</p>
<p>B 所定の要生活 介護状態等(所定の働けない状態)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公的介護保険制度の要介護2以上に認定されたとき ■ 当社所定の要生活介護状態(就業不能状態)が180日継続したとき
<p>C 所定の 身体障害状態</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 両耳の聴力を全く永久に失ったもの ■ 1眼の視力を全く永久に失ったもの ■ 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの ■ 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの <p style="text-align: right;">など</p>
<p>D 所定の 高度障害状態</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 両眼の視力を全く永久に失ったもの ■ 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの ■ 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ■ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの <p style="text-align: right;">など</p>
<p>E 病気による 所定の障害状態</p> 	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 33%; text-align: center;">  <p>呼吸器疾患(*)</p> </div> <div style="width: 33%; text-align: center;">  <p>心疾患(*)</p> </div> <div style="width: 33%; text-align: center;">  <p>腎疾患(*)</p> </div> <div style="width: 33%; text-align: center;">  <p>肝疾患(*)</p> </div> <div style="width: 33%; text-align: center;">  <p>血液・造血管疾患(*)</p> </div> <div style="width: 33%; text-align: center;">  <p>重度の糖尿病(*)</p> </div> <div style="width: 33%; text-align: center;">  <p>重度の高血圧症(*)</p> </div> <div style="width: 33%; text-align: center;">  <p>心臓ペースメーカー・心臓の人工弁置換</p> </div> <div style="width: 33%; text-align: center;">  <p>人工透析療法</p> </div> <div style="width: 33%; text-align: center;">  <p>新ぼうこう造設など</p> </div> <div style="width: 33%; text-align: center;">  <p>人工肛門造設</p> </div> </div> <p>(*)日常生活が著しい制限を受けるなどの状態に該当し、その状態が180日継続したと診断されるなど、所定の条件があります。</p>
<p>F 所定の 特定障害状態</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 身体障害者福祉法にもとづく1級、2級または3級の身体障害者手帳の交付を受けたとき ■ 国民年金法にもとづく障害等級1級または2級に認定され、障害基礎年金の受給権が生じたとき(*1) <p>(*1)ただし、精神障害の状態に該当していると認定されたときを除きます。</p>

以上

このニュースリリースは商品の概要を説明したもので、保険募集を目的としたものではありません。